

令和6年度

福井県交通安全実施計画

福井県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、第 11 次福井県交通安全計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の 4 年目にあたる令和 6 年度において、県および指定地方行政機関等が、県内の陸上交通の安全に関し講ずべき施策を定めたものである。

この実施計画に基づき、県および指定地方行政機関は、相互に緊密な連携を図りながら、市町、関係機関・団体および県民の協力のもと諸般の交通安全対策を円滑適切に推進し、交通事故の抑止に努めるものとする。

福井県交通安全対策会議会長

福井県知事 杉本 達治

目 次

第1章 道路交通の安全	1
1 交通安全思想の普及徹底	1
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1
① 幼児に対する交通安全教育の推進	1
② 小学生に対する交通安全教育の推進	1
③ 中学生に対する交通安全教育の推進	2
④ 高校生に対する交通安全教育の推進	2
⑤ 成人に対する交通安全教育の推進	2
⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進	3
⑦ 障がい者に対する交通安全教育の推進	4
⑧ 外国人に対する交通安全教育等の推進	4
⑨ 効果的な交通安全教育の推進	4
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	4
① 交通安全運動の推進	4
② 横断歩行者の安全確認	5
③ 自転車の安全利用の推進	6
④ 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進	7
⑤ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	7
⑥ チャイルドシートの正しい使用の徹底	7
⑦ 反射材用品等の普及促進	8
⑧ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進	8
⑨ 効果的な広報の実施	9
⑩ その他の普及啓発活動の推進	9
⑪ 交通死亡事故多発時における緊急対策	10
⑫ 交通安全県民大会の開催	10
(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	10
(4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	11
2 安全運転の確保	11
(1) 運転者教育等の充実	11
① 運転免許証を取得しようとする者に対する教育の充実	11
② 運転者に対する再教育等の充実	11
③ 二輪車安全運転対策の推進	12

④	高齢運転者対策の充実	1 2
⑤	シートベルト、チャイルドシートおよびヘルメットの正しい着用の徹底	1 3
⑥	自動車運転代行業の指導育成等	1 4
⑦	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	1 4
⑧	危険な運転者の早期排除	1 5
(2)	運転免許制度の改善	1 5
(3)	安全運転管理の推進	1 5
(4)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	1 6
①	運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	1 6
②	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	1 6
③	飲酒運転の根絶	1 7
④	ICT・新技術を活用した安全対策の推進	1 7
⑤	業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	1 7
⑥	事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	1 7
⑦	運転者の健康起因事故防止対策の推進	1 8
⑧	貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等	1 8
(5)	交通労働災害の防止等	1 8
①	交通労働災害の防止	1 8
②	運転者の労働条件の適正化等	1 8
(6)	道路交通に関連する情報の充実	1 9
①	危険物等輸送に関する情報提供の充実等	1 9
②	国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	1 9
③	気象情報等の充実	1 9
3	車両の安全性の確保	2 0
(1)	自動運転車の安全対策・活用の推進	2 0
①	自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組みの推進	2 0
②	自動運転車の事故に関する原因究明および再発防止に向けた取組みの推進	2 0
③	自動運転技術の進展を支援する取組の推進	2 1
(2)	自動車アセスメント情報の提供等	2 1
(3)	自動車の検査および点検整備の充実	2 1
①	自動車の検査の充実	2 1
②	自動車点検整備の充実	2 1
(4)	リコール制度の充実・強化	2 2
(5)	自転車等の安全性の確保	2 2

4	道路交通環境の整備	23
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備	23
①	生活道路における交通安全対策の推進	23
②	通学路等における交通安全の確保	23
③	高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	25
(2)	高速道路のさらなる活動促進による生活道路との機能分化	25
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	26
①	事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	26
②	事故危険箇所対策の推進	26
③	幹線道路における交通規制	26
④	重大事故の再発防止	27
⑤	適切に機能分担された道路網の整備	27
⑥	高速自動車国道等における事故防止対策の推進	28
⑦	改築等による交通事故対策の推進	29
⑧	交通安全施設等の高度化	29
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	30
①	交通安全施設等の戦略的維持管理	30
②	歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進	30
③	幹線道路対策の推進	31
④	交通円滑化対策の推進	31
⑤	ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	32
⑥	道路交通環境整備への住民参加の促進	32
⑦	連絡会議等の活用	32
(5)	高齢者等の移動手段の確保・充実	33
(6)	歩行者空間のユニバーサルデザイン化	33
(7)	無電柱化の推進	33
(8)	効果的な交通規制の推進	34
(9)	自転車利用環境の総合的整備	34
①	安全で快適な自転車利用環境の整備	34
②	自転車等の駐車対策の推進	35
(10)	高度道路交通システムの活用	35
①	道路交通情報通信システムの整備	35
②	新交通管理システムの推進	36
③	交通事故防止のための運転支援システムの推進	36
④	ETC2.0の展開	36
⑤	道路運送事業に係る高度情報化の推進	36

(11)	交通需要マネジメント（TDM）の推進	37
①	公共交通機関利用の促進	37
②	貨物自動車利用の効率化	37
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	37
①	災害に備えた道路の整備	37
②	災害に強い交通安全施設等の整備	38
③	災害発生時における交通規制	38
④	災害発生時における情報提供の充実	39
(13)	総合的な駐車対策の推進	39
①	きめ細かな駐車規制の推進	39
②	違法駐車対策の推進	39
③	駐車場等の整備	39
④	違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	40
⑤	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	40
(14)	道路交通情報の充実	40
①	情報収集・提供体制の充実	40
②	ITSを活用した道路交通情報の高度化	41
③	分かりやすい道路交通環境の確保	41
(15)	道路交通情報の充実	41
①	道路の使用および占用の適正化等	41
②	休憩施設等の整備の推進	42
③	道路法に基づく通行の禁止または制限	42
④	冬期における安全の確保	43
5	道路交通秩序の維持	44
(1)	交通指導取締りの強化等	44
①	一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	44
②	高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	44
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	44
①	危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	44
②	交通事故事件等に係る捜査力の強化	45
③	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	45
(3)	暴走族等対策の推進	45
①	暴走族追放気運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実	45
②	暴走行為阻止のための環境整備	45
③	暴走族等に対する指導取締りの推進	45

④	暴走族関係事犯者の再犯防止	4 6
⑤	車両の不正改造の防止	4 6
6	救助・救急活動の充実	4 6
(1)	救助・救急体制の整備	4 6
①	救助体制の整備・拡充	4 6
②	多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	4 7
③	自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓 発活動の推進	4 7
④	救急救命士の養成・配置等の促進	4 7
⑤	救助・救急資機材等の整備の充実	4 8
⑥	防災ヘリコプターによる救急業務の推進	4 8
⑦	救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実	4 8
⑧	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	4 8
(2)	救急医療体制の整備	4 9
①	救急医療機関等の整備	4 9
②	救急医療担当医師・看護師等の養成等	4 9
③	ドクターヘリ事業の推進	5 0
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	5 0
7	被害者支援の充実と推進	5 0
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	5 0
(2)	損害賠償の請求についての援助等	5 0
①	交通事故相談活動の推進	5 0
②	損害賠償請求の援助活動等の強化	5 1
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	5 1
①	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	5 1
②	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	5 1
③	公共交通事故被害者への支援	5 1
8	調査研究の充実	5 2
(1)	高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	5 2
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	5 2
第2章	鉄道交通の安全	5 3
1	鉄道交通環境の整備	5 3
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	5 3

(2)	運転保安設備等の整備	5 3
2	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	5 3
3	3 鉄道の安全な運行の確保	5 3
(1)	保安監査等の実施	5
3		
(2)	運転士の資質の保持	5 4
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	5 4
(4)	気象情報等の充実	5 4
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	5 4
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	5 5
(7)	計画運休への取組み	5 5
4	4 救助・救急活動の充実	5 5
5	5 被害者支援の推進	5 5
6	6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	5 6
	第3章 踏切道における交通の安全	5 7
1	1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進	5 7
2	2 踏切保安設備の整備および交通規制の実施	5 7
3	3 踏切道の統廃合の促進	5 8
4	4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	5 8